

## 遠隔手話サービス利用条件

遠隔手話サービスは、下記の条件で実施するものとし、サービスを利用する者は、利用条件に同意したものとします。

### 1 サービスの提供

#### (1) サービスの提供日及び提供時間

平日（土・日・祝祭日・年末年始を除く。）の8時45分17時15分までとします。

#### (2) 手話通訳者

サービスは、社会福祉法人千歳市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行います。手話通訳は、社協の専従通訳者が対応します。

### 2 サービスの内容等

#### (1) サービスの内容

- a. ろう者・通訳者間のビデオ通話（社協での窓口対応など）
- b. 電話リレーサービス
- c. 遠隔手話サービス  
（市役所等の窓口でタブレット等を使用し手話通訳により対応する場面）
- d. 遠隔手話通訳（医療機関等の外出先での通訳）

※緊急性があるもの以外は、事前に通訳者等派遣申請が必要です。

※サービスの対象は、千歳市意思疎通支援事業実施要綱別表に定める範囲とします。

#### (2) サービスの提供条件

おおむね15分を超えるものや多頻度の利用のもの、公序良俗に反する内容や違法性が高いと社協が判断したものについては利用できません。これらの状況が続く場合には、利用登録の取消をする場合があります。

なお、ビデオ通話を使用せずに、文字通信機能（トーク・チャット等）のみを使用して、用件を依頼したりお問い合わせをすることはご遠慮ください。

### 3 サービスの利用対象者

サービスを利用できる者は、千歳市内にお住まいで、聴覚に障がいのある方とします。

### 4 サービスの利用登録

サービスを利用しようとする者は、前もって利用登録をしなければなりません。

### 5 サービスの利用料

サービスの利用料は無料とします。ただし、利用者のサービス利用に必要なタブレット・スマートフォン等の通信料等は、利用者負担となります。

### 6 サービスに利用するソフトウェア

サービスに利用するソフトウェアは、無料で使用することができるLINEまたはSkypeのいずれか一方を利用登録するものとし、利用者は自分でそれらが使用できる環境を整えるものとします。

### 7 その他

このサービスは、モバイル通信（いわゆる4G・LTE通信）等を利用するため、通信状況によってはサービスの提供ができない場合があります。また、専従手話通訳者が外出中や直接来訪された方の応対中等によりサービスの提供ができない場合があります。その他、自然災害等何らかの事情によりサービスが提供されない場合でも責任は一切負いません。